

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関紙（会報）の発行
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 講演会その他諸集会の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務局を京都先端科学大学内に置く。

(支部)

第5条 本会は必要に応じ支部を置く。

2 支部に関する規定は、別にこれを定める。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 本会の会員は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員の4種とする。

2 正会員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 京都学園大学及び京都先端科学大学各学部を卒業した者並びに京都学園大学及び京都先端科学大学大学院を修了した者
 - (2) 京都学園大学及び京都先端科学大学各学部並びに京都学園大学及び京都先端科学大学大学院に在籍した者で、理事会が承認した者
- 3 準会員は、京都先端科学大学各学部及び京都先端科学大学大学院の在籍者
- 4 特別会員は、京都学園大学及び京都先端科学大学の現旧教職員
- 5 名誉会員は、本会に特別の関係ありと認め、理事会が推薦し総会で承認された者

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次に掲げる事由に該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 死亡
- (2) 退会を申し出て、理事会で承認されたとき。
- (3) 本会の名誉を毀損した者、本会の目的に違反する行為があった者で、理事会において除名を議決されたとき。

第3章 役員

(役員の構成)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計理事 2名
- (4) 理事 原則、各学年1名ないし2名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名

2 役員は本会及び支部の役員を兼任することはできない。ただし、前項第4号及び第7号を除くものとする。

(役員の選出と職務)

第9条 役員の選出及び職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事は原則、各年次の卒業生のうちから選出し、この会の会務を決議する。
- (2) 会長は、理事のうちから選出し、この会を代表し会務を総括する。
- (3) 副会長は、理事のうちから会長が委嘱し、会長事故あるときは会務を代行する。
- (4) 会計理事は、理事のうちから選出し、この会の財務を管理する。
- (5) 常任理事は、理事のうちから選出し、この会の会務を執行する。
- (6) 監事は、会長が委嘱し、次の職務を行う。
 - ア 財務を監査する。
 - イ 業務執行の状況を監査する。
 - ウ 監査の結果、不正の疑いのある事項を発見したときは、直ちに会長に報告し、常任理事会の招集を求める。
- (7) 顧問は、これを会員の中から会長が委嘱し、必要あるとき相談にあずかるものとする。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 やむをえない事情の場合、理事会の承認をえて退任することができる。
- 3 任期終了後も次の役員決定までは、その職にあるものとする。
- 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第11条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、常任理事会において、常任理事の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の不調のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職責上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 支部長会

(会議の招集、議長)

第13条 総会は会長が招集し、総会の議長は出席の正会員の中から選出する。

- 2 その他の会議は会長が招集し、議長となる。
- 3 会長に事故ある時は副会長が、これにあたる。

(会議の成立)

第14条 理事会及び常任理事会の成立は、それぞれの会議構成員の過半数の出席によるものとし、総会については、総会開催通知による当日の出席者をもって成立するものとする。

(会議の議決)

第15条 議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

- 2 重要事項に関する議事については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(会議の議事録)

第16条 会議には議事録を作成し、議長及び議長が指名した出席者代表2名が署名押印し、事務局に保管するものとする。

(総会)

第17条 総会は、本会の最高議決機関であって、会則の変更について審議し、決議する。

- 2 総会は、正会員で組織し、定時総会及び臨時総会とする。
- 3 定時総会は、本会会報及びその他の方法で周知し、毎年1回開催するものとする。
- 4 臨時総会は、理事会において必要と認めたとき開くことができる。
- 5 定時総会は、理事会の決議事項の報告を受ける。
- 6 定時総会においては、会員交流並びに会員の文化、福祉等の向上を図る事業を実施することができる。
- 7 大規模災害その他のやむを得ない理由により、総会の開催が困難なときは、総会の開催を中止し、理事会の決議を以て総会の決議にかえることができる。この場合は、機関誌（会報）及びホームページでの事業報告をもってかえることができる。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(理事会)

第18条 理事会は、会長・副会長・会計理事（以下「三役」という。）・理事・常任理事及び支部長で構成する。

- 2 理事会は、原則として年2回以上開催するものとする。
- 3 理事会は、次の各号について審議、決議する。
 - (1) 年間の事業計画に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 会則変更の提案に関すること
 - (4) 役員の選任及び解任に関すること
 - (5) その他この会の管理運営についての重要事項
- 4 緊急の場合には、常任理事会の決議を以て理事会の決議にかえることができる。
- 5 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は、三役及び常任理事で構成する。

- 2 常任理事会は、原則として年4回以上開催するものとする。
- 3 この会の運営について必要に応じて委員会を設置することができる。
- 4 常任理事会は、次の各号について審議し、会務の執行を行う。

- (1) 理事会の決議執行に関する事項
- (2) 理事会の委任事項
- (3) 事務局関係規定の制定等に関する事項
- (4) その他会務の執行に関する重要事項

(支部長会)

第20条 支部長会は、本会の諮問機関とする。

2 支部長会は必要により会長が招集して、支部の意見を聴き、本会の運営に反映させる。

第5章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(経費)

第22条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第23条 正会員は、会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費は25,000円とし、終身会費とする。

3 準会員は、各学部においては第4年時、大学院においては第2年時にそれぞれ納入し、卒業時にこれをもって終身会費に充てる。

4 既納の会費は返還しない。ただし、準会員で退学・除籍等になった者から申し出があった場合には、これを返還することができる。

5 会費を納入していない会員は、会員としての権利を行使できない。

第6章 事務規定

(事務局)

第24条 本会の庶務を処理するために、会長の下に事務局を置く。

2 本会の事務を処理するため必要がある時は、嘱託をおくことができる。その手当では、会長が理事会の議を経て決定する。

(財産の管理)

第25条 本会の財産は理事会がこれを管理する。

(役員の報酬)

第26条 役員はすべて無報酬とする。

(帳簿)

第27条 本会には次の帳簿を備えつけなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計帳簿
- (3) その他必要な帳簿

(住所変更)

第28条 本会員は住所、氏名、職業、勤務先等一身上の変更を生じたときは速やかに書面にて、本部まで通知しなければならない。

第7章 会則の変更

第29条 この会則の変更は、理事会の議を経て総会において出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

第8章 雜則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、同窓会の運営に関し必要な事項は、常任理事会の議を経て会長が別に定める。

第9章 附則

- 1 この会則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、昭和52年11月1日から施行する。
- 3 この会則は、昭和58年11月3日から施行する。
- 4 この会則は、平成13年5月12日から施行する。
- 5 この会則は、平成20年10月26日から施行する。
- 6 この会則は、平成22年10月31日から施行する。
- 7 この会則は、平成29年10月28日から施行する。
- 8 この会則は、平成31年4月1日から施行する。
- 9 この会則は、令和5年10月28日から施行する。